

空き家リフォーム工事助成金

○対象者

- 転入日前 5 年以上町外の住民であった方で、空き家を購入または賃借をして 5 年以上居住していただける方、もしくは空き家を 5 年以上賃貸の目的として空き家を使用していただける方
- 申請日の属する前年度において市区町村民税等(市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)に滞納がない方
- 自治会等に参加していただける方(所有者は除く)

○助成対象となるリフォーム工事

※リフォーム工事の施工業者は町内の建築業者に限る

町内建築業者 利根町に住所を有する個人事業者又は利根町内に本店を有する法人で、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 利根町小規模契約事業者登録要綱(平成21年利根町告示第41号)第5条第1項に規定する小規模契約事業者登録名簿に登録されている者
- イ 利根町入札参加者の資格等に関する規程(平成6年利根町訓令第3号)第5条第1項に規定する有資格者名簿に登録されている者

建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事及び増改築工事とする。	(1)基礎、土台、柱の修繕・補強工事 (2)外壁、屋根、内壁、天井、床の修繕工事 (3)塗装工事 (4)給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事 (5)外壁、屋根、庇、樋の設置・修繕工事 (6)間取りの変更、増築(増築面積は10平方メートル以内であること)等模様替え工事 (7)玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事 (8)建具の取替等の工事 (9)ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事
---	--

※備品購入によるリフォームは除く。

○助成金額

リフォーム工事費用の総額の 2 分の 1(上限 30 万円)

○提出書類（交付申請時）

- 利根町空き家リフォーム工事助成金交付申請書（様式第5号）
- 利根町空き家リフォーム工事助成金誓約書（様式第6号）
- 自治会等加入証明書（様式第3号）
- 住民票（世帯全員の記載があるもの）
- 転入日前5年以上利根町の住民でないことを証する書類（戸籍の附票等）
- 申請日の属する年度の前年度分の市区町村民税等（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）に滞納がないことを証する書類
- 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 空き家の建築確認済証の写し又は建築基準法に基づく建築確認を受けている建築物であることを確認することができる書類
- 空き家所有者のリフォーム工事承諾書
- リフォーム工事の箇所及び内容の詳細が分かる書類
- リフォーム工事の見積書
- 工事施工前の現場写真

○提出書類（工事完了時）

- 利根町空き家リフォーム工事完了報告書（様式第10号）
- リフォーム工事に係る領収書の写し
- リフォーム工事施工前・施工後の現場写真

○提出書類（請求時）

- 利根町空き家リフォーム工事助成金交付請求書（様式第12号）
- 口座振替依頼書

○交付申請手続きの流れ

